

# 小田原支部の選任手続で使用する施設案内

## ■ 裁判員候補者待機室

こちらの部屋では、事件の概要や手続の流れ等の説明を受けていただき、質問手続を経て、裁判員を選ぶ抽選の結果を発表いたします。

質問手続における質問は、ごく一般的な事項に限られ、特に差し支えない場合は、他の裁判員候補者の方と一緒にこちらの部屋で質問をさせていただきます。

質問手続には、裁判官・検察官・弁護士・裁判所書記官が立ち会います。



## ■ 質問手続室

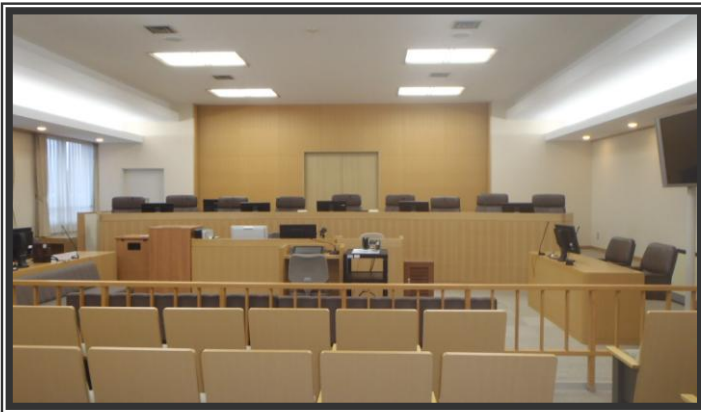


裁判員候補者のみなさんが、裁判員になることについて差し支えないかどうか、裁判長が個別にご事情をお伺いする部屋です。

お一人での面談を希望された方や、裁判長が個別にご事情をお伺いしたいと考えた方には、こちらの部屋で個別に質問をさせていただきます。

# 小田原支部の裁判員が使用する法廷及び評議室

## ■ 第1号法廷



本館3階に法廷があります。

裁判員裁判の審理を行うため、様々なIT機器が設置されています。

裁判員のみなさんは、裁判官と一緒に法壇に着席していただき、証拠の取り調べなどの審理に立ち会います。裁判官3人の左右に3人ずつ裁判員が着席します。

## ■ 評議室

法廷で、審理が行われた後、裁判官と裁判員の話し合い（評議）が行われる部屋です。

評議以外にも裁判員の待機室として使用しますので、休憩するためのソファなどをご用意しています。

なお、当支部には、飲料自動販売機以外に売店・食堂はありません。

